

鳥取県告示第754号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成24年11月13日から施行する。

平成24年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
狩猟免許試験	知識試験の得点及び技能試験の得点	<u>試験結果の通知日から1月間</u>	生活環境部公園自然課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）	狩猟免許試験	知識試験の得点及び <u>適性試験の結果</u>	〃	生活環境部公園自然課
クリーニング師試験	科目別得点、学科総合得点及び実地総合得点	<u>合格発表日から1月間</u>	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	クリーニング師試験	科目別得点、学科総合得点及び実地総合得点	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
略				略			
略				略			